

川崎町 第2期地域福祉計画

【概要版】

誰もが輝き、互いに支え合い、安心して
生活できるまちづくり



令和4年3月

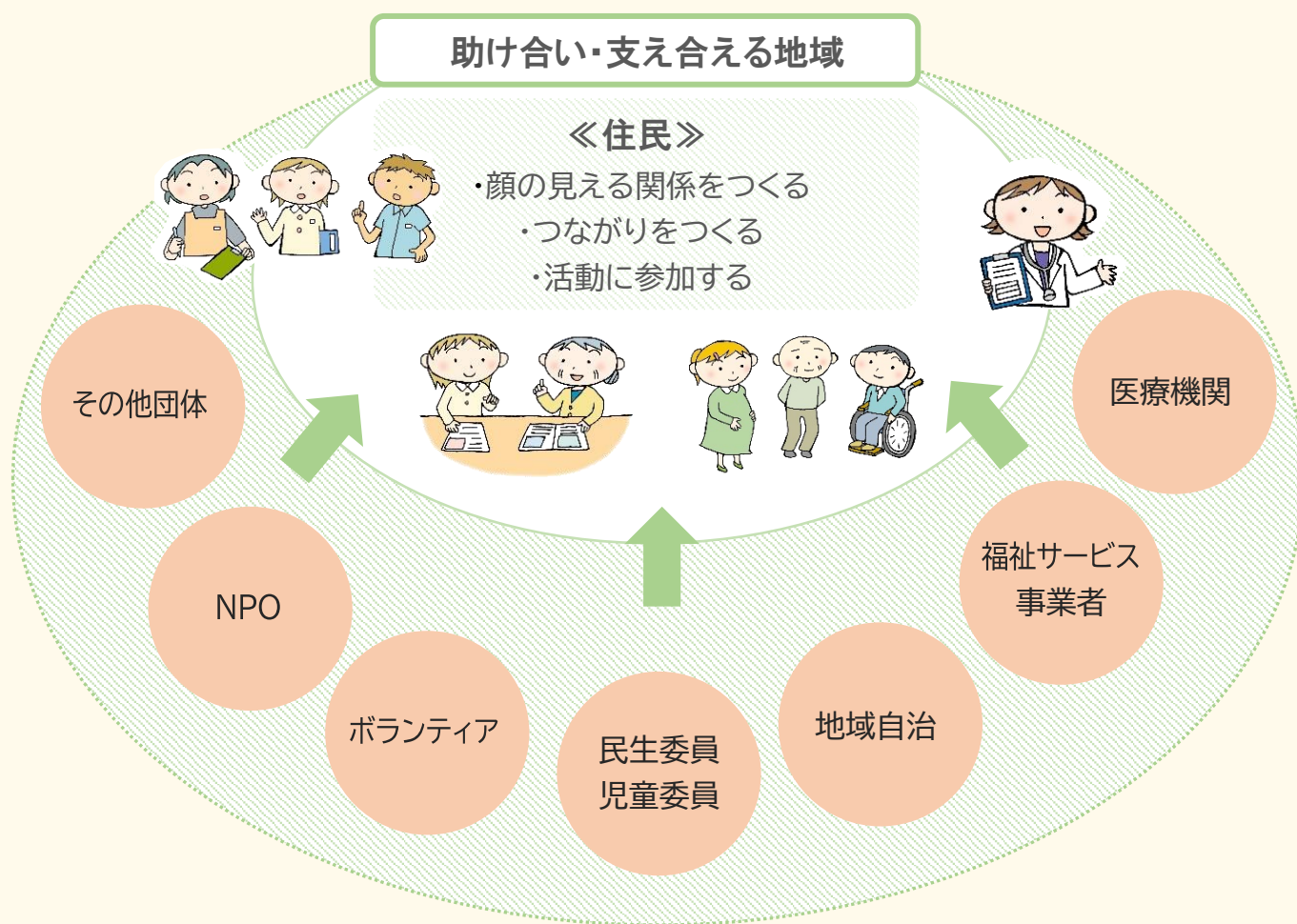
川崎町

地域福祉とは？

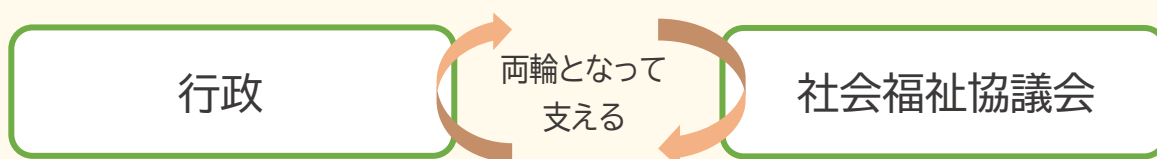
「福祉」とは、だれもが平等に受けることができる“幸せ”のことであり、すべての人々が自分らしい生き方を実現するため、歳をとっても、障害があっても、人が人としての生活を豊かに発展させようという思い、幸せに生きていきたいという思い、これらすべての“幸せ”を実現するため推進していくことが「福祉」となります。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・医療機関・行政などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

■ 地域福祉のイメージ



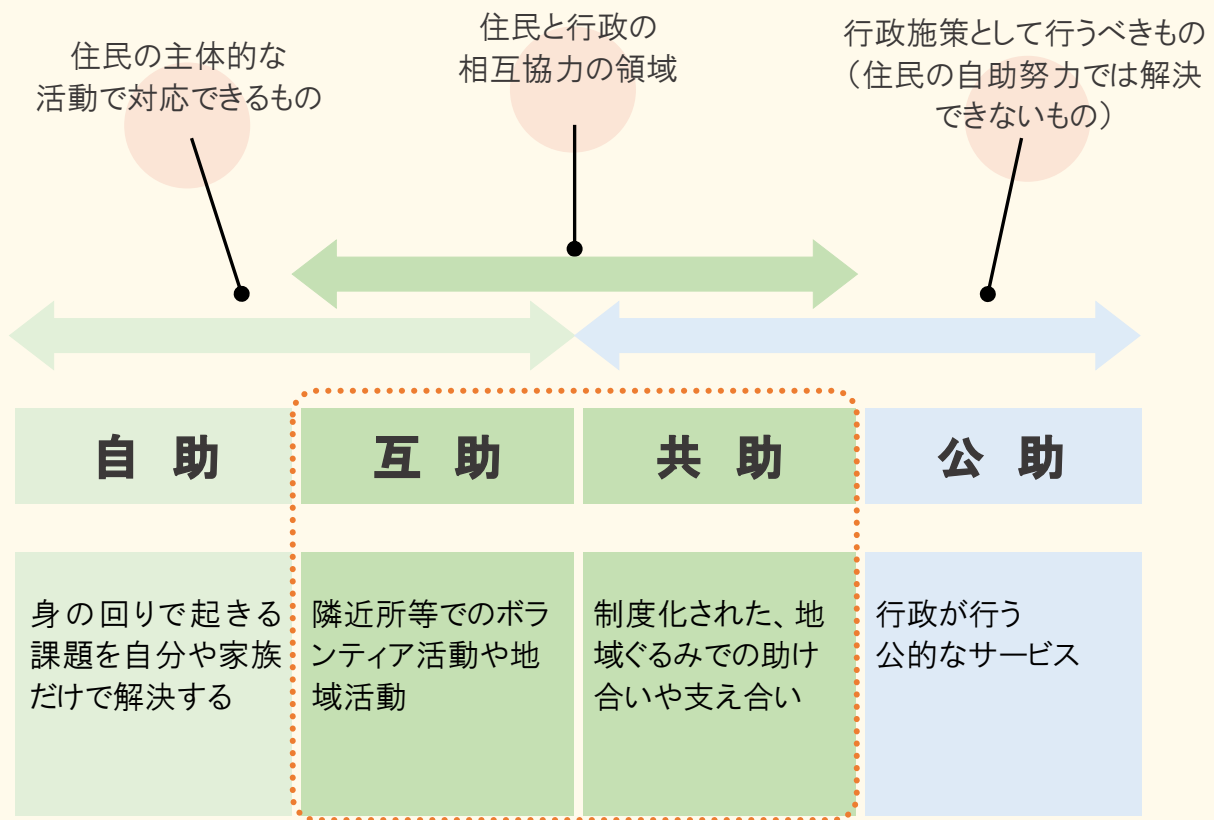
地域福祉活動の下支え・公的サービスの提供



「自助・互助・共助・公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。高齢になっても自立した生活を継続し、住み慣れた地域で暮らしていくためには、行政だけでなく、それぞれの協力・助け合いが必要となります。

■「自助」「互助・共助」「公助」



支え合いの取り組みを地域で協力して行う

たとえば・・・

日頃のあいさつや見守り



地域活動への参加
地域での交流



地域でのちょっとした手助け



策定の趣旨と計画期間

「第1期計画」の見直しと実状把握を基に、地域特性を踏まえた地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本指針として、これまで行ってきた福祉のまちづくりとしての継続性の観点から、この「川崎町第2期地域福祉計画」を策定するものです。

なお、本計画は、令和4～8年度までの5か年を計画期間とします。社会状況の変化等必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

基本理念

第2期計画となる本計画においては、これまで以上に地域における課題を発見し、それを町民・事業者・行政が「我が事」として共有し、課題解決にむけて様々な支援を届け、地域として支えあう仕組みづくりや、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる居場所がある「地域共生社会の実現」を目指した地域福祉の充実を進めます。

基本理念

誰もが輝き、互いに支え合い、
安心して生活できるまちづくり



基本目標と重点施策

川崎町の地域福祉を取り巻く課題の解決と、基本理念の実現に向けて3つの基本目標と重点施策を掲げ、施策に取り組みます。

基本目標	施策の展開	
1. 地域の福祉活動が高まる 仕組みづくり	施策1	地域の福祉活動を知ろう
	施策2	地域福祉の相談機能を充実させよう
	施策3	福祉サービスの質と量を充実させよう
2. 地域の福祉活動を担う人づくり	施策1	地域での福祉や権利を学ぼう
	施策2	福祉活動に関わり、繋がりを深めよう
	施策3	地域福祉の担い手を育てよう
3. 安全・安心な暮らしを支える 地域づくり	施策1	地域での交流を広げて仲間を作ろう
	施策2	地域の福祉活動の情報を共有しよう
	施策3	災害時の支え合いを築こう

重点施策1	重点施策2	重点施策3
地域福祉活動への参加促進	重層的な地域福祉 ネットワークの構築	福祉サービス提供体制の整備

計画で取り組むこと

基本目標 1

地域の福祉活動が高まる仕組みづくり

取り組んでみましょう！

地域の福祉活動に関する知識を積極的に取り入れ、自分の周りの人たちと共有しましょう。



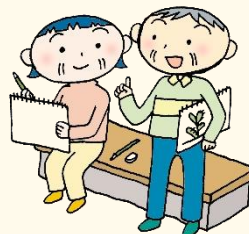
隣近所で困っている人がいないか気にかけてみましょう。



多様な福祉サービスを利用できるよう、情報の入手に努めましょう。



日頃から近隣の住民と声かけや話し合いを行い、様々な相談や情報交換ができる関係づくりを心がけましょう。



地域の主な取り組み

- 行政区の集会や地区の夏祭り、地区サロン活動などを開催し、地域の活動について情報交換できる機会を作りましょう。
- 相談支援に携わる人は、日頃から地域住民と信頼関係を築き、気軽に相談しやすい関係づくりを心がけましょう。
- 専門的な支援が必要なときは、民生委員・児童委員等と連携し、専門的な相談窓口や関係機関につなぎましょう。
- 福祉や介護のサービス事業所の行事や交流会などに積極的に参加しましょう。
- 福祉サービス事業所は、地域の福祉活動と連携し、サービスの量的拡充・質の向上に努めましょう。

行政の主な取り組み

- 地域の福祉活動の内容や活動情報をホームページやチラシ等を活用し、周知活動の充実に努めます。また、掲載内容の充実を図るため、地域で活動している団体等と連携して、より多くの情報について提供できる体制整備に努めます。
- 相談窓口に来ることが難しい人には、訪問等により相談を受けるなど、相談支援の充実に努めます。
- 専門的な相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を取ることで課題の共有を図り、地域包括ケアシステムの整備を推進します。
- 地域の多様なニーズを把握し、利用者の権利擁護等を考慮しながら、必要なサービスが提供できるよう努めます。

基本目標 2

地域の福祉活動を担う人づくり

取り組んでみましょう！

家庭や近隣で声をかけあい、福祉や権利に関するイベントや講演会等に積極的に参加しましょう。



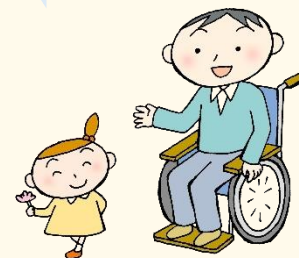
高齢者や認知症、障がいのある人、子どもなどの福祉や権利、虐待等について理解を深めましょう。



高齢者や障がいのある人、子どもたちとのイベントや交流会等に参加しましょう。



地域においてあいさつや声かけを積極的に行い、地域でのコミュニケーションを深めましょう。



地域の主な取り組み

- 地域の活動の中で、福祉や権利等に関するイベントや講演会等を周知し、参加を呼びかけましょう。
- 福祉や権利等に関する研修や講演会等を学ぶ機会を作りましょう。
- 地域や事業所と連携をとり、介護や認知症について学ぶ機会をつくりましょう。
- 子どもの健全育成や子育て支援について関係機関と連携を取り、学ぶ機会を作りましょう。
- 障がい特性や障がいのある人について学ぶ機会を作り、障がい差別の解消に努めましょう。
- ゴミ出しや買い物等、日常生活が困難な世帯に対し、できる範囲での支援に努めましょう。
- 地域全体で地域の見守り活動を積極的に進めましょう。
- 地域の高齢者が気軽に集えるお茶会や運動等のサロン活動の開催に協力しましょう。

行政の主な取り組み

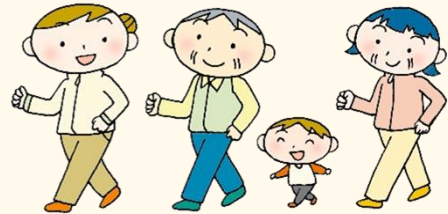
- 成年後見制度や生活困窮者支援制度等の権利関係についての情報や地域福祉について広報内容をさらに充実し、関係機関や各種団体と連携して周知活動を推進します。
- 福祉や権利、虐待等について町民の理解を深めるため、イベントや講演会等の開催を企画します。
- 高齢者や障がいのある人に対する町民の理解を深めるため、福祉教育の充実を図ります。
- 子どもの健全育成や子育て支援に向けた事業を推進します。
- 医療や、福祉に関して支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方について検討を進めます。
- 地域とのつながりが少なく社会から孤立するおそれのある高齢者や障がいのある人等の見守り、安否確認等の協力が得られるよう、情報提供を強化し、啓発活動に取り組みます。

取り組んでみましょう！

自分の住んでいる地域で新しく転入してきた人や隣近所の人と地域内で日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。



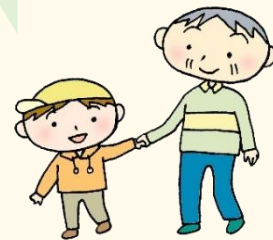
地区行事や地域の活動への関心を高め、周囲にも声がけて、積極的に参加しましょう。



地域の子どもたちに対し行事や活動への参加を促し、親子で地域にふれあう機会を持ちましょう。



災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に関心を持ち、防災用品や避難場所等の準備や確認をしましょう。



地域の主な取り組み

- 身近な地域で、集まる機会を積極的に設けるようにしましょう。
- 地域や行政区で行われている活動や行事等を周知し、参加を促しましょう。
- 地域の実情に沿って町民の多様なライフスタイルを尊重して、地域の活動や行事に参加できるよう進めましょう。
- 誰もが参加しやすいような地域行事や活動を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行いましょう。
- 防犯関係機関や各団体と連携した啓発活動を通じ、情報の共有を図りながら地域ぐるみの防犯体制づくりをしましょう。
- 高齢者や障がいのある人等、災害発生時や緊急時に支援を必要とする人の情報を地域で共有し、地域全体で支援できる体制を整えましょう。

行政の主な取り組み

- 地域で行われる活動や行事について周知します。
- 町が主催する様々なイベントや世代間交流等の情報を共有し、生涯学習活動への積極的な町民参加を支援します。
- 地域での福祉活動を推進するために、行政区長等と連携し、町民が集う集会所等を整備し、活用を促進します。
- 緊急連絡カード（安心カード）の作成を支援し、災害時や緊急時に支援が必要な人の情報共有に努めます。また、避難行動要支援者管理システムを活用し、災害時における社会福祉協議会や民生委員等との連携に努めます。
- 町民の防災意識を高めるために、広報紙やホームページへの掲載、防災福祉マップの活用、研修会等を通じて防災についての情報提供や啓発活動を行います。

計画の推進にあたって

計画の普及、啓発

本計画を推進するにあたり、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、町民にとってわかりやすい情報提供に努めます。また、本計画の趣旨や内容が町民に十分理解され、協働のもと着実に推進されるよう、広報紙やホームページなどを活用し、普及、啓発に努めます。

協働による計画の推進

本計画の推進においては、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他各種の関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉を推進します。

また、行政においては、地域福祉分野の施策と、地域福祉分野以外の施策で関連がある場合、円滑に調整や協力ができるよう、庁内各課との連携や情報共有等を図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

さらに、川崎町におけるさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

計画の進行管理

本計画は、令和4年度から5年間で実施する計画であり、社会情勢や国、宮城県、川崎町の施策動向を踏まえ、計画の進行管理を実施します。本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。



川崎町第2期地域福祉計画【概要版】

令和4年3月

川崎町 保健福祉課

〒989-1501

宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原 23 番地 1

TEL 0224-84-6008 (代表)

FAX 0224-84-6090